

「(仮称) 逗子市乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例」の制定について

1 乳児等通園支援事業について

乳児等通園支援事業とは、ひと月あたり一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位などで柔軟に利用できる新たな通園制度です。6か月以上満3歳未満のこども（保育所等に入園している場合を除く）を利用対象として適切な遊び及び生活の場を与えるとともに、こども及びその保護者の心身の状況及び養育環境を把握するための当該保護者との面談並びに当該保護者に対する子育てについての情報の提供、助言その他の援助を行います。

2 条例制定の経緯

本事業は、国の『こども未来戦略方針』（令和5年6月）において、全ての子育て家庭を対象とした支援の拡充として、「こども誰でも通園制度」の名称で創設されました。令和6年度に試行的事業が国の定める実施要綱に基づき全国118自治体で実施され、令和7年度に児童福祉法（以下「法」という。）及び子ども・子育て支援法に基づき制度化されました。事業を実施するためには、国の定める基準（内閣府令）に基づく条例の制定が必要となります（法第34条の16）。

3 条例の概要

（1）制定する条例の名称

「(仮称) 逗子市乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例」

（2）条例制定における基本的な考え方

国の定める設備及び運営基準（内閣府令）は、法の基本理念に即したものであることから、本市の条例は、原則、内閣府令に定める「従うべき基準」及び「参酌すべき基準」の通りとしたうえで、独自の暴力団排除に関する規定を追加するものとします。

従うべき基準	法令の「従うべき基準」と異なる内容を定めることは許容されないが、当該基準に従う範囲内で、地域の実情に応じた内容を定めることが許容される基準
参酌すべき基準	法令の「参酌すべき基準」を十分参照した結果としてであれば、地域の実情に応じて、異なる内容を定めることが許容される基準

（3）国の定める設備及び運営基準（内閣府令）の内容

条	項目	国の示す基準	基準の 類型
第5条	事業者の一般 原則	①利用乳幼児の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。 ②地域社会との交流及び連携を図り、利用乳幼児の保護者及び地域社会に対し、その行う乳児等通園支援事業の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。	参

第5条	事業者の一般原則	③自らその提供する乳児等通園支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。 ④定期的に外部の者による評価を受けて、その結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。 ⑤事業所には、法に定める事業の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。 ⑥事業所の構造設備は、採光、換気等利用乳幼児の保健衛生及び利用乳幼児に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。	参
第6条	非常災害	①軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練（次項の訓練を除く。）をするように努めなければならない。 ②少なくとも毎月一回、避難及び消火に関する訓練を行わなければならない。	参
第7条	安全計画の策定等	①利用乳幼児の安全の確保を図るため、事業所ごとに、当該事業所の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他事業所における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。 ②職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。 ③利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。 ④定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。	従
第8条	自動車を運行する場合の所在の確認	①利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。 ②送迎を目的とした自動車を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、降車の際にこれを用いて前項に定める所在の確認を行わなければならない。	従

第 9 条	職員の一般的条件	職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者でなければならない。	参
第 10 条	職員の知識及び技能の向上等	①職員は、常に自己研鑽に励み、法に定める事業の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。 ②職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。	参
第 11 条	他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準	事業所は、他の社会福祉施設等を併せて設置するときは、その行う乳児等通園支援に支障がない場合に限り、必要に応じ当該乳児等通園支援事業所の設備及び職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員に兼ねることができる。	参 ※職員の部分は従
第 12 条	利用乳幼児を平等に取り扱う原則	利用乳幼児の国籍、信条、社会的身分又は利用に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。	従
第 13 条	虐待等の防止	職員は、利用乳幼児に対し、法第三十三条の十各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。	従
第 14 条	衛生管理等	①利用乳幼児の使用する設備、食器等又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。 ②事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施するよう努めなければならない。 ③事業所には、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。	参
第 15 条	食事	食事の提供を行う場合（施設外で調理し運搬する方法により行う場合を含む。）においては、当該施設において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。	従
第 16 条	内部の規定	次に掲げる乳児等通園支援事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。 ①乳児等通園支援事業の目的及び運営の方針 ②その提供する乳児等通園支援の内容 ③職員の職種、員数及び職務の内容	参

第 16 条	内部の規定	④乳児等通園支援の提供を行う日及び時間並びに行わない日 ⑤保護者から受領する費用の種類、支払を求める理由及びその額 ⑥乳児、幼児の区分ごとの利用定員 ⑦乳児等通園支援事業の利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項 ⑧緊急時等における対応方法 ⑨非常災害対策 ⑩虐待の防止のための措置に関する事項 ⑪その他乳児等通園支援事業の運営に関する重要事項	参
第 17 条	帳簿	事業所には、職員、財産、収支及び利用乳幼児の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければならない。	参
第 18 条	秘密保持等	①職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。 ②職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。	従
第 19 条	苦情への対応	①利用乳幼児又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。 ②その行った乳児等通園支援に関し、市町村からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。	参

条	項目	国の示す基準		基準の 類型
		一般型乳児等通園支援事業	余裕活用型乳児等通園支援事業	
第 20 条	事業の区分	右に該当しないもの	保育所、認定こども園又は家庭的保育事業等（居宅訪問型保育事業を除く）を行う事業所において、利用児童数が利用定員に満たない場合、その差の人数を上限として行うもの。	従

第 21 条 ・ 第 25 条	設備 の 基準	保育 室等	【0～1 歳児】 乳児室 又はほふく室	1. 65 m ² /人以上 3. 3 m ² /人以上	施設又は事業所（保 育所、認定こども園 又は家庭的保育事業 等（居宅訪問型保育 事業を除く））ごとの 基準による。			
			【2 歳児以上】 保育室又は遊戯 室	1. 98 m ² /人以上				
			その 他	①便所を設けること。 ②保育室等には、乳児等通園支援の提 供に必要な用具を備えること。 保育室等を二階に設ける建物は、次の (1)、(2)及び(6)の要件に、保育室等を三 階以上に設ける建物は、(1)から(8)に掲 げる要件に該当するものであること。 (1)建築基準法上の耐火建築物又は準耐 火建築物であること。 (2)保育室等が設けられている階に応 じ、以下の施設又は設備が設けられて いること。				
		階	区分	施設又は設備				
		二階	常用	屋内階段				
				屋外階段				
			避難用	建築基準法施行令に 規定する構造の屋内 階段				
				待避上有効なバルコ ニー				
				建築基準法に規定す る準耐火構造の屋外 傾斜路又はこれに準 ずる設備				
				屋外階段				
		三階	常用	建築基準法施行令に 規定する構造の屋内 階段				
				屋外階段				
			避難用	建築基準法施行令に 規定する構造の屋内 階段				

第 21 条 ・ 第 25 条	設備 の 基準	その 他			建築基準法に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備				
					屋外階段				
			四階以上の階	常用	建築基準法施行令に規定する構造の屋内階段				
					建築基準法施行令に規定する構造の屋外階段				
				避難用	建築基準法施行令に規定する構造の屋内階段				
					建築基準法に規定する耐火構造の屋外傾斜路				
					建築基準法施行令に規定する構造の屋外階段				
			(3)上記設備が避難上有効な位置に設けられ、保育室等の各部分からその設備に至る歩行距離が 30m 以下となるように設けられていること。						
			(4)調理設備を設ける場合には、調理設備以外の部分と調理設備の部分が耐火構造の床若しくは壁又は特定防火設備で区画されていること。 ※スプリンクラー設備等が設けられている場合や調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、延焼を防止するために必要な措置が講じられている場合を除く。						
			(5)壁及び天井の室内に面する部分の仕上を不燃材料でしていること。						
			(6)乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。						

			(7)非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。 (8) カーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防災処理が施されていること。		
第 22 条・第 25 条	職員	従事者	①保育士 ②乳児等通園支援に従事する職員として研修を修了した者 ※1 事業所につき従事者 2 人を下ることはできない。	施設又は事業所（保育所、認定こども園又は家庭的保育事業等（居宅訪問型保育事業を除く））ごとの基準による。	従
		配置	0 歳児 おおむね 3 : 1 以上 1 ～ 2 歳児 おおむね 6 : 1 以上 ①従事者の半数以上は保育士であること。 ②従事者は、専ら乳児等通園支援事業に従事する者であること。 ただし、(1)保育所等と一体的に運営され、保育所等の職員による支援を受けることができ、専ら乳児等通園支援事業に従事する職員が保育士であるとき、(2)利用乳幼児が 3 人以下で、保育が現に行われている保育室等において乳児等通園支援事業が実施され、保育所等の保育士による支援を受けることができるときは、専ら従事する職員を 1 人とすることができる。		
第 23 条 ・ 第 26 条	乳児等通園支援の内容		保育所保育指針に準じ、乳児等通園支援事業の特性に留意して、利用乳幼児及びその保護者の心身の状況等に応じて提供されなければならない。		従
第 24 条 ・ 第 26 条	保護者との連絡		事業を行う者は、利用乳幼児の保護者と密接な連絡をとり、乳児等通園支援の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。		参

条	項目	国の示す基準	基準の 類型
第 27 条	電磁的記録	事業者及びその職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この府令の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。	参